

ニ旁特別任用ハ可成範圍ヲ狭クスヘシトノ
意ニテ本案ヲ提出セリ

議長(黒田) 大體御意見ナクハ第二讀會ニ移ル

報告員(小牧) 朗讀

勅令第 號

臺灣總督府國語學校舍監ハ特別任用ノ規定ニ
依リ臺灣總督府高等文官タル者又ハ三箇年以
上判任教官若ハ判任官待遇ノ教職ニ在ル者ニ
限リ試験ヲ要セス文官高等試験委員ノ銓衡ヲ
經テ任用スルコトヲ得

十七番(東久世) 本案ニツキテ只今書記官長ヨ

リ審査報告アリタリ成程原案ハ不十分ノ所

アリト思フカ故ニ文官ヲ行政官ト修正シ一

箇年以上奏任教官若ハ奏任官待遇ノ教職ニ

在ル者ノ一句ヲ插入スルコトヲ建議ス

三十二番(元鬼) 十七番ニ賛成ス

三十六番(清岡) 賛成

二十四番(田中) 賛成

二十七番(細川) 賛成

三十四番(杉) 賛成

議長(黒田) 十七番ノ修正説ニハ成規ノ賛成アリ議題ト為ス

原案修正案共ニ御意見ナクハ可定ト認め引續キ第三讀會ヲ開ク

三十番(天鳥) 只今ノ御宣告ハ如何ナル御主意ナルヤ解シ難シ修正案出テテ定規ノ賛成者

アリサレハ修正案ニツキ御採決ニナレハ宜シカラシ

議長(黒田) 修正案ハ議題トスルコトヲ宣告シ置キタリ

賛成諸君ノ起立ヲ乞フ

(全會一致)

議長(黒田) 全會一致ト認め依テ本案可決セリ

○

議長(黒田) 諸君今回御諮詢ノ臺灣總督府警察官及司獄官練習所舎監任用ニ關スル件第一

讀會ヲ開キ朗讀ハ省ク

報告負(小牧) 此御諮詢案ハ適任者ヲ得ルカ為

ニ特別任用ヲナサントスルモノニシテ前案ト同シク大體可ナリ然シ高等文官トアルハ

矢張高等行政官ト改メニコトヲ望ム

議長(黒田) 大體ニ於テ御意見ナクハ第二讀會

ニ移ル

報告員(小牧) 朗讀

勅令第 號

臺灣總督府警察官及司獄官練習所舎監ハ特別

任用ノ規定ニ依リ臺灣總督府高等文官タル者

又ハ三箇年以上警察若ハ監獄ノ事務ニ從事シ

現ニ判任官四級俸以上ノ官職ニ在ル者ニ限り

試験ヲ要セス文官高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ

任用スルコトヲ得

二十一番(福岡) 前案ト同格ノ理由ヲ以テ文官

トアルヲ行政官ト修正スルコトヲ提議ス

二十四番(田中) 賛成

三十二番(九鬼) 賛成

十七番(東久世) 賛成

議長(黒田) 二十一番ノ修正説ニ成規ノ賛成ア

リ議題ト為ス

三十五番(蜂須賀) 先刻ノ御宣告ニツキテ少シ

ク了解シ兼ホタル點アリ原案修正共ニ云云